

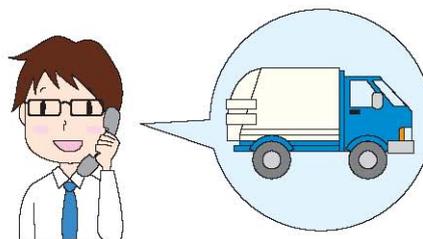
事業系一般廃棄物の処理方法

商店、飲食店、事務所、官公庁、銀行、病院、工場や農業、漁業などから出されるごみは、廃棄物処理法の規定で一般家庭からのごみと区分されており、事業者が自らの責任において適正に処理しなければなりません。

組合の処理施設に持ち込む



収集運搬業者に依頼



事業者が自ら組合の処理施設に搬入(有料)するか、各市村の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に収集を依頼してください。

一般廃棄物の処理を無許可業者へ委託すると、委託した側も罰せられます！

(5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金)

- ・ 収集運搬業者に依頼する場合、料金等は業者とご相談ください。
- ・ 産業廃棄物については組合の施設へ搬入することはできません。
- ・ ごみの分別は排出者(事業者)の責任において適正に行ってください。

事業系一般廃棄物の処理料金

| 可燃ごみ | | 不燃ごみ | |
|--------------------|----------|--------------------|----------|
| 搬入車両の最大積載量 | 処理料金 | 搬入車両の最大積載量 | 処理料金 |
| ～ 350 kg | 1,200 円 | ～ 1,000 kg | 7,000 円 |
| 350 超 ～ 1,000 kg | 2,400 円 | 1,000 超 ～ 2,000 kg | 15,000 円 |
| 1,000 超 ～ 2,000 kg | 8,600 円 | 2,000 超 ～ 4,000 kg | 37,000 円 |
| 2,000 超 ～ 4,000 kg | 12,200 円 | 4,000 超 ～ 7,000 kg | 54,000 円 |
| 4,000 超kg | 21,400 円 | 7,000 超kg | 92,000 円 |

可燃ごみ処理施設を利用する場合は事前に処理券の購入が必要です。

事業所のごみは、家庭用ごみ指定袋は使用できません。

ごみの受入れサイズについて

決められたサイズ以上のごみが搬入されますと、焼却作業を止めたり、機械故障の原因になりますので、下記の注意事項は必ず守ってください。

1. 広げた状態で40cm以下の燃えるゴミで、透明か半透明のビニール袋詰め、もしくはゴミのまま投入できるもので、金具は外して下さい。(ダンボール箱、中身の見えない袋での搬入はご遠慮ください。入れ物は持ち帰りとなります。)
2. 木くず・くい・板は、直径5cm以下、長さ40cmに切断してください。
3. ダンボール・紙類は、できる限り再生資源に回していただき、資源化できないダンボール・紙類は、開いて40cm以下に切断してから搬入してください。
4. 記録用紙や電算用紙などの長尺の紙は、40cm以下に切断してから搬入してください。
5. 紙ロール等の芯や厚紙・太い巻紙は、搬入できません。
6. ビニールひもや包装ひも類は40cm以下に切断してから搬入してください。
7. カタログ等の厚い本は、厚さ1cm以下に裂いてから搬入してください。
8. 布類のうちバフ等は搬入できません。
9. 大量のビニール、発泡スチロール等、プラスチック類、ゴム類は、焼却炉の損傷の原因となりますので、搬入できません。しかし、発泡スチロールについては、細かく破砕にかけた状態で、なおかつ少量であれば受け付けます。
10. 産業廃棄物は処理できません。

※ 現場での作業は危険を伴い、渋滞の原因となりますので、ごみ処理場での作業はお断りいたします。